

基本仕様書

1 業務委託名

熊本競輪場防災体験イベント開催業務委託

2 目的

熊本競輪場場内駐車場が令和 8 年 1 月に完成（予定）であり、大規模災害発生時に「車中泊避難場所」として駐車場を開放することを地域住民中心に周知し、日頃の災害への備えと防災意識の醸成を図る。

また、平成 28 年熊本地震から 10 年の節目に、これまでの競輪場の復旧・復興を振り返るとともに、熊本競輪場に馴染みのない方へ再建した熊本競輪場を PR し、継続的な来場促進と地域活性化につなげる。

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）6 月 15 日まで

4 開催場所

熊本市中央区水前寺 5 丁目 23 番 1 号 熊本競輪場

5 開催日時（予定）

開催は、以下のとおり 2 部制とする。

第 1 部 防災イベント（仮称）：令和 8 年 5 月下旬 11 時～17 時

第 2 部 車中泊体験（仮称）：令和 8 年 5 月下旬 18 時～翌日 9 時

開催日については、熊本競輪場における本場開催及び場外発売の確定後に決定する（令和 8 年 2 月上旬を想定）。

6 提案上限額

5,000,000 円以内（消費税及び地方消費税の額含む）

荒天等による中止の場合は、委託者と受託者が協議の上、委託契約金額を変更して定めて支払うものとする。なお、変更後の委託契約金額は、当初の委託契約金額を超えないこととする。

7 提案のコンセプト

（1）わくわくする車中泊

車中泊を単なる防災訓練ではなく、楽しく、快適に過ごせる体験型イベントとして提案すること。参加者が「やってみたい！」と思えるような工夫や、交流を促進す

る仕掛けを盛り込み、非日常感と安心感を両立させる。

(2) 楽しく学ぶ防災

防災を堅苦しく伝えるのではなく、遊びや体験を通じて自然に学べる仕組みを提案すること。子どもから大人まで楽しめるコンテンツを取り入れ、来場者が「気づいたら防災知識が身についていた」というイベントを目指す。

(3) 熊本競輪場ならではの体験

再建した熊本競輪場の魅力を活かし、競輪場ならではの施設や空間を体験できる企画を提案すること。バンクを活用したイベントや、競輪場の特性を生かした演出を取り入れ、地域に愛される施設としての新しい価値を発信する。

8 業務内容（企画提案項目）

次の項目について、企画提案すること。なお、全ての項目について、雨天時の対応を併せて提案すること。

全体共通事項

(1) イベント運営、会場設営・撤去に係る一切の業務

場内装飾・案内看板・案内板等

企画・運営に必要な人員、物品（テント等）の手配

イベントスペース等で使用する電源（自家発電機等）

給排水について

ア 出店者が使用する給水設備を手配すること。なお、施設内の水道へ接続は可能とするが、ホース及び養生、接続等は受託者にて行うこと。

イ 委託者が指定する污水栓へ排水は可能だが、残飯やごみ等を流さないこと。

(2) チラシ作成

広報用のチラシを2,000部作成すること。また、委託者において熊本市ホームページ等に掲載するため、チラシデータ（A4サイズ、PDF形式）を併せて提供すること。

(3) 報告書

開催終了後2週間以内に報告書を提出すること。

(4) アンケート

来場者へアンケートを実施し、結果をまとめること。なお、アンケートの回答数を増やすよう工夫すること（アンケート回答者が特典を受けられるなど）。アンケート内容は委託者と調整すること。

第1部 防災イベント（仮称）

(1) 熊本競輪場の復旧・復興記録展（パネル展示など）

受託者にてパネルを作成すること。パネルデータは委託者から提供する。

(2) 警察・消防・自衛隊等と連携したブース出展及び車両展示

(3) 災害用トイレ展示、非常食試食体験コーナー

(4) 車中泊に適したシートアレンジを施した乗用車の展示

(5) 飲食ブースの手配

キッチンカー等の出店者手配

最低 5 者以上の出店者を手配すること。出店料の徴収は受託者において行うこと。

食事用テント・机・椅子の設置

(6) こどもが楽しめるアクティビティの設置・運営

縁日コーナー

くまモンフワフワ

防災体験コーナー

第2部 車中泊体験（仮称）

(1) 車中泊体験の企画、調整、運営

申込に係る一切の業務。車中泊体験は事前申込制とし、最大 50 台とする。

車中泊講習（車中泊に適したシートアレンジ・アイテム活用方法、エコノミークラス症候群の予防など）

夕食、朝食の提供

夕食については、炊き出しを必須とする。

バンク等を活用したイベント

参加者全員へ配布するための防災グッズ作成

9 当日会場図及び施設の供用時間

当日会場図は別紙 1 のとおり。

(1) イベント開催日はデイレースの場外発売を行う可能性があり、車券購入客の来場が見込まれるため、場内駐車場の一部は車券購入客用として使用する（別紙 1「車中泊体験時のみ使用可能エリア」の駐車場部分）

(2) デイレースの場合、最終レース出走時刻は概ね 16 時頃のため、16 時 30 分頃には車券購入客が退場し、場内駐車場も順次空く見込み。車券購入客退場後の場内駐車場は、使用状況に応じて車中泊体験用スペースとしての活用を可とする。

(3) 車中泊体験者及び車両は翌日 9 時までに退場させること。

10 その他

(1) 小雨決行、荒天中止とする。開催の態度決定は別途設定し、委託者が受託者へ伝える。

(2) 飲食物・酒類・火気類（炭）の取扱等も含め、保健所等への申請・許可等の業務上必要となる法令等の各種許認可の手続きは受託者の責任において行うこと。

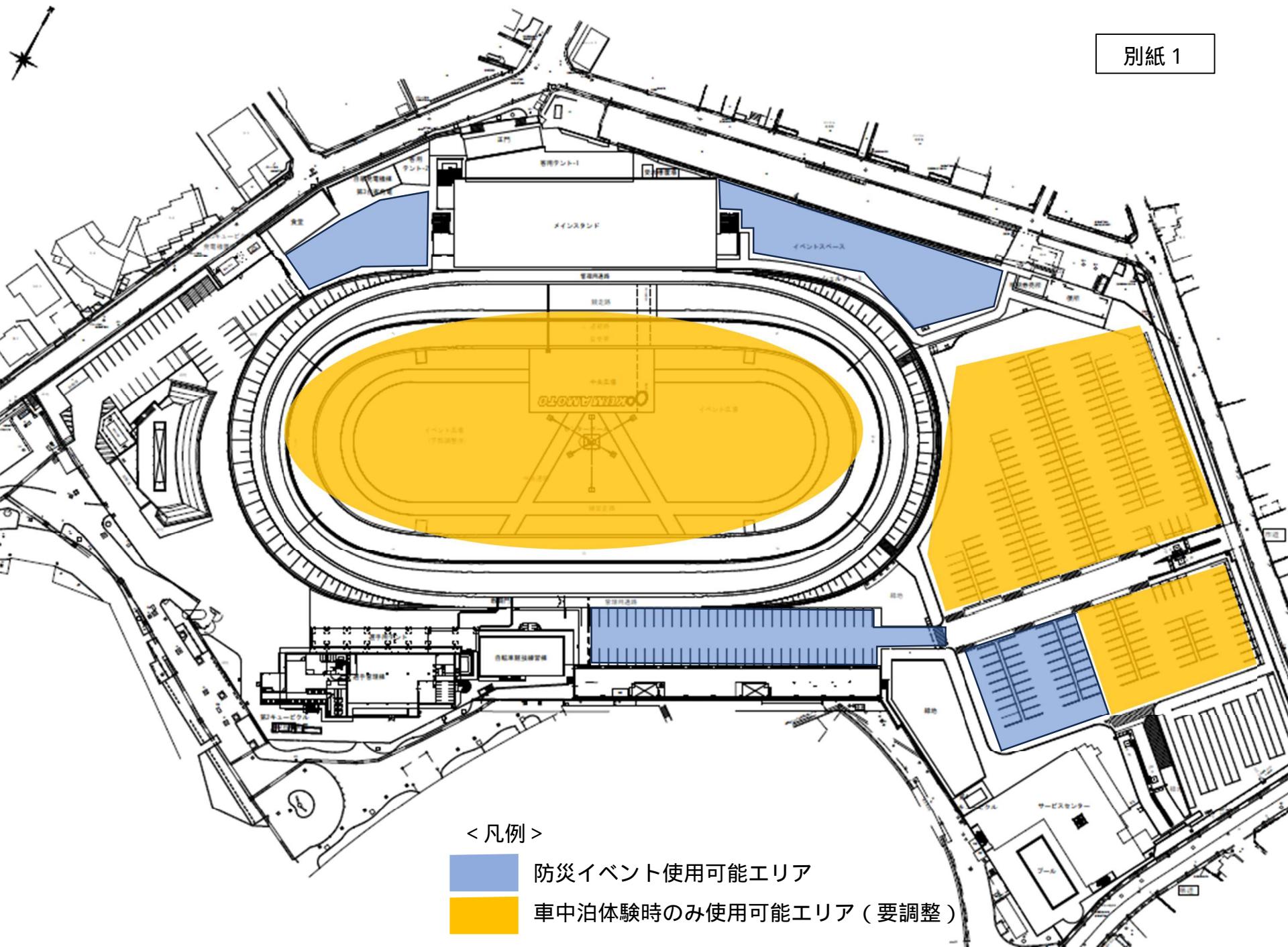
(3) イベントに関する看板、サイン、広報媒体等に使用される素材などは、他者の著作権その他の権利が及ぶものは使用しないこと。

- (4) 業務の実施に際し、参加者の傷害保険及び施設賠償責任保険（対人・対物）に加入すること。
- (5) 事業趣旨を逸脱せず、事業内容の充実を図ることを目的に、企業協賛等を得て事業費にあてることができるものとするが、事前に委託者と協議して決定することとし、協賛の募集、徴収、管理は受託者が行うこと。
- (6) 本業務は、本市関係部局（危機管理防災部など）と連携して実施するため、委託者の指示に基づき、本市関係部局と協議すること。
- (7) 詳細については、必ず委託者と協議のうえ決定すること。

1.1 成果品の帰属及び著作権

成果品および成果品作成のための関係資料（以下、「成果品等」という）に係る著作権については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 受託者は、成果物等にかかる受託者の著作権（著作権法第21条から28条までに規定する権利をいう）を成果物の引き渡し時に委託者へ無償で譲渡する。
- (2) 委託者は、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。また、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (3) 受託者は委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- (4) 受託者は、委託者が承諾した場合には、成果物（業務を行ううえで得られた記録等を含む）を使用もしくは複製し、又は当該成果物の内容を公表することができる。



〈凡例〉

防災イベント使用可能エリア

車中泊体験時のみ使用可能エリア（要調整）